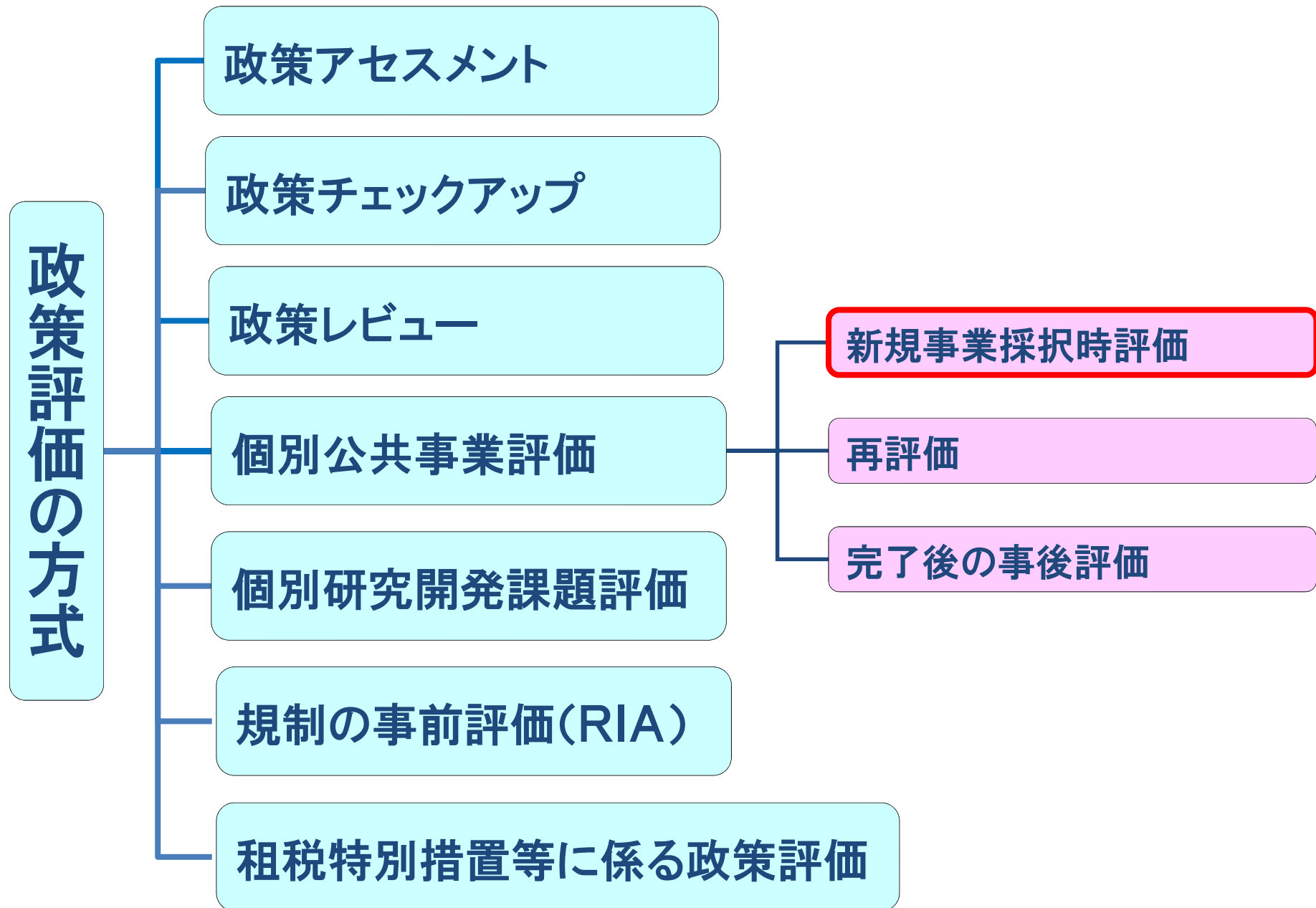


# 「事業評価小委員会」の設置について

平成22年10月29日  
国土交通省 河川局

# 国土交通省の政策評価の方式



# 新規事業採択時評価について

## 【目的】

新規採択候補事業において、総合的な視点から採択優先度を決定するとともに、予算上の制約条件等を考慮の上、新規採択箇所を決定・公表

## 【対象事業】

河川及びダム事業

(維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く)

## 【スケジュール】

- |      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 8月頃  | 新規事業採択時評価<br>(個別箇所で予算措置を公表する事業:ダム事業) |
| 8月末  | 評価結果の公表<br>概算要求                      |
| 12月頃 | 政府予算案の決定                             |
| 1月頃  | 新規事業採択時評価<br>(河川事業)                  |
| 1月末  | 評価結果の公表(直轄事業等)                       |
| 3月末  | 評価結果の公表(補助事業等)                       |

# 新規事業採択時評価の評価項目

## 〔評価項目〕

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| (1) 災害発生時の影響 | (7) 水系上の重要性(河川事業のみ) |
| (2) 過去の災害実績  | (8) 災害時の情報提供体制      |
| (3) 災害発生の危険度 | (9) 関連事業との整合        |
| (4) 地域開発の状況  | (10) 代替案立案等の可能性     |
| (5) 地域の協力体制  | (11) 費用対効果分析 等      |
| (6) 事業の緊急度   |                     |

なお、河川及びダムの環境整備に係る事業にあつては、  
上記(4)(5)(6)(9)及び(11)に加え

- (12) 河川環境等を取りまく状況
- (13) 河川及びダム湖等の利用状況 等

## 【事業評価の目的】

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る

## 【事業評価の位置付け】

政策評価法（平成14年4月1日施行）における政策評価制度の一環

全ての公共事業について各事業毎の事業評価マニュアル等に基づき事業評価を実施（維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く）

- 新規事業採択時評価（平成10年度～）
- 再評価（平成10年度～）
- 事後評価（平成15年度～）

## 【評価結果の積極的な公表】

- ・ 平成12年度より評価結果はインターネット等で公表
- ・ 平成16年度より各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表
- ・ 平成20年3月より再評価を行う際の視点（投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等）を記載し公表内容を充実

## <事業評価の新たな取り組み>

※赤文字が今回（H22.4.1）改定事項

### ○都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の新規事業採択時評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等からの意見を聴く。**【平成21年度より導入】**  
また、再評価については、**【平成22年度より導入】**

### ○第三者による事前審査の充実

直轄事業等の新規事業採択時評価について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。事業評価監視委員会等の資料を検証可能なものに改善する。**【平成21年度より導入】**

### ○国会審議へ資するための取り組み

直轄事業等については、1月末までを目途に新規事業採択時評価および再評価を実施し、評価結果を公表する。**【平成21年度より導入】**

### ○再評価実施時期の短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。**【平成22年度より導入】**

	現 行	改 定
公共事業	<直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎	<直轄事業等> <b>3年未着工・5年継続・3年毎</b> <補助事業等> 5年未着工・5年継続・5年毎
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・ <b>5年継続</b> ・3年毎

※ H21年度から導入する事項については、H21.12.24に「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」を改定し規定済み。

※ H22年度から導入する事項については、H22.4.1に「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」を改定し規定。

## 「事業評価小委員会」の設置について

- 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領が改定され、直轄事業等の新規事業採択時評価について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととなった。
- 社会資本整備審議会河川分科会に直轄事業等の事業評価について審議する「事業評価小委員会」を設置することとしたい。

### ○ 組織図

社会資本整備審議会

河川分科会

事業評価小委員会